

中野区精神障害者社会復帰センター及び中野区精神障害者地域生活支援センターの事業運営の変更予定について

1. 平成20年度の事業の主な変更内容について

(1) 中野区精神障害者社会復帰センター

通所訓練や就労支援などの活動内容を充実させるために、開館日を変更する。

【変更内容】

○開館日

これまでは、第3月曜日が休日に当たるときは翌日も休業日としてきたが、この取扱いを止めて開館日とし、利用者の訓練活動等を行う。

(2) 中野区精神障害者地域生活支援センター

利用者のニーズに対応し、より充実した相談支援体制とするために開館日と運営時間を変更する。

【変更内容】

○開館日

これまでは、月曜日が休日に当たるときはその直後の開館日も休業日としてきたが、この取扱いを止めて開館日とし、通常通り相談支援事業等を行う。

○運営時間

(現行)・日曜日、木曜日及び土曜日 午前9時から午後4時30分まで

・火曜日、水曜日及び金曜日 午前9時から午後8時30分まで

(改正)・火曜日から木曜日 午前11時30分から午後7時30分まで

・金曜日 午後2時から午後8時30分まで

・土曜日、日曜日 午前10時から午後5時まで

※十分な相談支援体制を確保するために、利用者の実態に応じた運営時間とする。

また、これまで木曜日は、利用者が自由に過ごすことができるオープンスペース事業等を実施していなかったが、4月から他の曜日と同様に事業を実施する。

2. 今後の予定

平成20年2月～3月	利用者・家族及び関係機関への報告
3月	条例等関係規程の改正
4月	実施